

2. 介護問題について

(1) 高齢者介護に関する調査より

公明党福岡県議団は、今年の1月19日～22日の期間で福岡県民3000人に対し高齢者介護に関するインターネット調査と、介護経験がある福岡県に在住する30～69歳の男女2組7名に対するグループインタビュー調査を行いました。なお、グループインタビュー調査は、コロナ感染予防の観点から、インターネットのミーティング機能を用いたオンラインで実施しました。調査結果の概要について簡単に述べます。



まず、介護保険サービスの利用経験については、過去に自分自身若しくは家族が、介護保険サービスを利用したことがある人は、20～69才の福岡県民のうちの28%で、性年代別では、男女共に50代60代が多く、女性60代では49%と約半数に達し、今や介護が誰もが経験しうる事であることを改めて確認しました。

次に、介護保険サービス利用時の経験については、「精神的なストレスを感じた」が38%と「経済的に負担があった」の31%が際立って高く、経済的な負担感は、年収が低いほど強くなっていますが、1000万円以上の高所得層でも3割弱が負担感を持っていました。また、仕事に差しさわりが出た人は、契約・嘱託社員が最も高くなっていますが、それ以外の勤務形態では、ほぼ同様のスコアで、幅広い層が経済的な負担感や仕事の支障を経験している実態が伺えます。

利用サービス別では、より重度な介護を要する施設利用者ほど様々な負担感を訴えており、介護要件の進行に制度やサービスが適応出来ていないことが推測されます。特に「介護医療院」でその傾向が顕著です。本県のホームページに掲載されている『長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設』を利用した人が、このような負担を強いられるというのは決して望ましいことではなく、制度・事業者等に何らかの問題があると思われます。

次に、介護保険制度・介護サービスの認知・内容理解について 22 項目を聞いたところ、介護保険制度全般については、「制度やサービスがあることは知っていた」+「内容まである程度知っていた」が「介護サービスの対象者」が 64%、「介護保険の加入者」が 73%、「要介護認定の段階」が 72%、「介護保険サービスの種類」が 71%と、おおむね 7 割を超えています。そのうち（「内容まである程度知っていた」）は概ね 20~30%となっており、一定の認知を得ています。

訪問サービス・用具貸与・住宅改修について、認知していたが、「訪問介護」が 70%、「生活支援型訪問サービス」が 61%、「訪問リハビリテーション」が 58%、「福祉用具貸与」が 60%、「住宅改修費支給」が 56%と、やや低くなっています。通所介護や施設サービスについては、認知していたが、47~65%と、さらに低く、内容理解も 13~24%に留まっています。

利用者負担や保険料の支払いについては、認知は「負担割合」が 58%で、「上限を超えた利用者負担額の払い戻し」は 46%、「上限の金額を超えてサービスを受ける場合の全額負担」は 45%、「介護保険料の支払い方法」は 49%、「介護保険料の金額」は 40%と、何れも 40%台に留まっています。高齢者の医療費については、「高齢者医療費の自己負担割合」が 57%、「高齢者医療費の償還払い」は 42%。また、「後期高齢者の医療費自己負担割合の見直し」は 50%、そのうち内容理解は 20%となっていました。

全 22 項目の平均を算出すると、県民の介護保険制度全般の認知は 58%、うち内容理解は 20%となっており、半数近くの県民が介護保険制度について、ほとんど知識を持っていないことが明らかになりました。

次に、介護保険制度の認知と内容理解について、介護サービスの利用経験の「ある」「なし」で比較検討したところ、介護保険制度全般については、利用経験者の認知は 84~95%と極めて高いのに対し、利用経験のない人では、45~66%と利用経験者の 6 割程度です。

各種サービスについては、介護認定が重いサービスほど認知が低くなる傾向があり、利用経験者では、「通所介護」が 92%で最も高く、「介護医療院」が 69%で最も低くなっています。利用経験のない人でもこの傾向が見られますが、全般的にスコアは低く、最も高い「通所介護」で 55%、最も低い「介護医療院」では 38%となっており、そのうちの内容理解は 7%にすぎません。利用者負担

や保険料の支払い、高齢者の医療費についても同様の傾向が見られます。そして、介護保険サービスを利用する場合に不安を感じる事を、介護保険サービスを利用したことの無い人に聞いたところ、「経済的に負担が出るだろう」が61%と最も多く、次いで「支援の手続きなどが上手くできるか不安だ」「精神的なストレスがかかると思う」が59%となっています。

次に、「ヤングケアラー」の認知・意識については、全体では「知っていた」の認知者は17%と2割に達していません。「ヤングケアラーという呼び方は知らなかったが、そういった実態があるだろうとは思っていた」との回答は11%で、「知らなかった」は72%となっており、大多数の県民にとって、社会問題として意識されていない実態が伺えます。

この問題に対しては、「若い人に負担をかけるのは望ましくないので、早急に対策を立てるべきだ」が37%、「介護は家族の助け合いが必要なのである程度は仕方がない」が25%、「良くわからない・特に意見はない」が38%となっており、県民の意見が収斂（しゅうれん）されていません。

次に、高齢者の介護についての考えを聞いたところ、約7割の県民がその重要性を認識し、性年代別と、介護サービスの利用・非利用では特に大きな差異は見出せず、この問題が幅広い県民の共通意識となっていることがわかります。

本県の高齢者介護の施策に対する評価は、全体では、「評価する」1%、「ある程度評価する」26%、「あまり評価できない」18%、「評価できない」4%で評価は拮抗していますが、介護サービス利用者では「評価する」3%、「ある程度評価する」は40%で、「あまり評価できない」16%、「評価できない」と一定の評価を得ています。利用サービス別では、「介護医療院」利用者の評価が厳しく、20%が「あまり評価できない」13%が「評価できない」と回答しています。

続いて、居住する市町村の高齢者介護施策に対する評価は、県に対する評価とほぼ同様の結果となっており、利用サービス別では、ここでも「介護医療院」利用者の評価が厳しい結果となっています。

そして、国や自治体へ的高齢者介護施策に対する要望を聞いたところ、全体では「より解りやすい情報発信」が60%で際立って高く、次いで「制度の仕組みが複雑で解りにくいので、整理して欲しい」が46%、「介護サービス

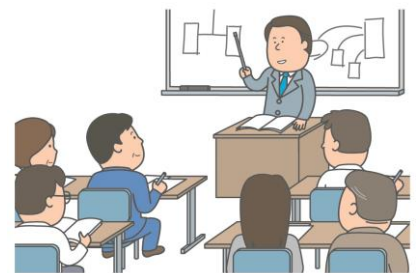
の自己負担額の軽減」と「介護にかかわる人の待遇を向上させるべきだ」が共に43%となっています。最もスコアの高い「より解りやすい情報発信」では、性年代間の差異が殆ど無く、このことが幅広い県民の要望であることがわかります。地域別でも大きな差異は見られず、各自治体の情報発信が画一的であることも要因の一つであると思われます。

一方、グループインタビューで、特に印象に残った発言は、「どんな介護サービスがあるか、全体像が前もって分からない。トータルで介護に幾らかかるか分からない」、「行政機関で介護の相談ができるという印象が希薄で、どこに相談してよいか分からない」、「介護者が精神的な問題を気軽に相談できる場がない」、「介護の困りごとは、個々人が経験してはじめて知る」、「身内の衰え・問題を人に言いにくい、また認知症の認識が古く偏っている」など、介護者が十分な情報を得られないまま孤立し、且つ古い価値観に縛られて苦悩していることが実感できました。

以上の調査結果を踏まえ、何点か提案したいと思います。今回の調査で、介護経験の無い県民は1割程度しか介護施設サービスの内容を理解しておらず、殆どの方が知識や備えの無いまま介護に直面し、結果3分の1の方が精神的・経済的負担を受けていることが明らかになりました。これは放置してよい問題ではなく、介護制度に関する啓発や周知をより進める必要があると考えます。

そこで、知事職務代理者にお尋ねします。

まず、介護制度に関してホームページ等でのより解りやすい情報発信や、誰でも気軽に参加できるセミナーを開設すべきであり、そのセミナーは実際の会場等での実施ばかりでなく、YouTube等のコメントなどの双方向機能を持ったインターネット動画上のオンラインセミナーも行うべきであると考えますが、知事職務代理者のご所見を求めます。



次に、ホームページやセミナーは、県民が自ら収集しなければ情報を得られません。問題は多くの県民が介護に直面するまで、その重要性に気づいていない点にあると思います。この問題に関して行政は、「待ち」のコミュニケーションでなく、能動的な「攻め」のコミュニケーションが肝要です。具

体的には、インターネット・テレビ・ラジオ・新聞等のメディアによる、例えば『そうなる前に知っておきたい、介護のこと』といった表現での広告出稿や広報を行い、最終的に前述のホームページやセミナーに誘導する、いわゆる「クロスメディア」のPR戦略を用いるべきと考えます。また、親が一定の年齢に達した方に、介護制度を解説したパンフレットを送付するなどの施策も考えられますが、こうした施策に対する知事職務代理者のご所見を求めます。

さて、今回の調査において、より重度な介護を要する施設の利用者ほど様々な負担感を訴えており、介護要件の進行に制度やサービスが適応出来ていないことが危惧される結果が出ています。県としては市町村と連携し、各介護施設の実態を定期的に点検し、恒常的にサービスの質の向上を促すための必要な制度整備・支援・指導などを行っていくべきであると思いますが、知事職務代理者のご所見を求めます。

次に、ヤングケアラーについて、多くの県民に認知されておらず、学校等での実態調査や保護者への啓発が必要と思われるが、現在、国の方で調査に取り掛かっていると聞いています。県としては、ヤングケアラーの早期発見・支援のために、教員の認識を深める必要があると思われるが、その取組みについて教育長にご所見を求めます。

また、子どもの段階から、人の生老病死について真剣に向き合って考える機会を与える「老教育」といったものをぜひ実施していくべきであると考えますが、このことについて、教育長のご所見を求めます。

最後に、半数近くの県民が介護について「制度の仕組みが複雑で解りにくいので、整理して欲しい」と要望しており、何らかの対策が必要と感じます。一案として施設に解りやすい通称を設けることがあります。現行の施設名は「介護老人福祉施設」、「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」、「介護医療院」と、一見しただけではそのサービス内容が全く解らないものです。これにサービス内容をそのまま表わした通称を付与することは県民の介護サービスへの理解を促進するために有効と思われるが、知事職務代理者のご所見を求めます。

※ 調査結果の概要は公明党福岡県議団のホームページの「調査報告」に記載しています。
<https://www.komei-fukuoka.net/research.html>

【服部知事職務代理者の答弁】

(1) 介護保険制度の情報発信について

介護が必要な状態になったとき、その備えとして、どんなサービスを受けられ、どれくらいの費用が掛かるのか、また、こういった手続きをどこで行う必要があるのかといった情報を、県民にわかりやすく発信することは重要なことであると考えます。

このため、県では、ホームページに介護サービスの種別や利用者負担、申請窓口等の情報を掲載しているところです。

今後は、サービス種別ごとの具体的な内容やサービス利用に当たっての手続きなどを追記し、よりわかりやすい情報発信となるよう改善を図ってまいります。

また、介護離職防止のために行っている訪問相談事業において、介護支援専門員が企業を訪問し、従業員及び管理監督者に対し介護保険制度の基本、介護保険サービスの利用方法、介護に備えた心構え等をテーマとした講座を実施しています。

このほか、県政出前講座を通じ、県民に対し介護保険制度に関する周知も行っているところです。

今後、介護保険制度をわかりやすく説明した動画を作成し、ホームページに掲載するなど、わかりやすい情報発信に努めてまいります。

(2) 介護に直面する前の情報提供について

介護サービスを円滑に利用していただけるよう、親の介護が必要になってくる世代の方に、介護に直面する前から制度についての理解を深めていただくことは重要と考えます。

このため、先ほど申し上げたように県のホームページをわかりやすく改善するとともに、県公式のLINEやTwitter及び「ふくおか健康ポイントアプリ」を通じて、このような世代の方が介護制度に関心を持つようなメッセージを発信し、県のホームページに誘導できるよう工夫してまいります。

(3) 介護施設・介護サービス事業所への指導について

介護保険制度では、介護度の進行や心身の状況にあったサービスを利用者

が受けられるよう、毎月、介護支援専門員や介護施設等が利用者のモニタリングを行い、計画を適宜見直しながらサービスを提供する仕組みとなっています。

県では、利用者に対してサービスが適正に実施されるよう、介護施設等に対して毎年集団指導を行い、各サービスの人員基準、運営基準を遵守する必要性や、サービス提供上の留意点などについて説明しています。

また、モニタリングの実施状況や個々の利用者の実情に合ったサービスの提供が適切になされているかなどについて、介護施設に対しては2年に1回、介護サービス事業所に対しては6年に1回、保険者である市町村等と共同で実地指導を行っています。

このほか利用者が適切にサービスを選択できるよう、個々の事業者のサービスの質について、第三者の評価を公表する仕組みとして、特別養護老人ホーム等に対する「福祉サービス第三者評価」や認知症対応型共同生活介護事業所に対する「外部評価」の制度も設けられています。

(4) 介護保険施設に対する通称の付与について

介護保険施設の種別は、利用者のニーズや心身の状況などに応じて分かれており、それらのサービスの内容も多岐にわたっています。

ご提案のようにサービス内容をそのまま表す場合、これら多岐にわたる内容を含んだ長い名称となり、かえってわかりにくくなる恐れがあります。

また、簡潔な通称を付与した場合には、例えば、高齢者向け住宅が介護保険施設であるかのような誤解を与えるなど、県民に混乱が生じることも危惧されます。

このようなことを踏まえると、通称の付与は困難だと考えます。

県としては、介護保険施設の種別ごとに入所の要件や受けられるサービスの内容などを、利用者の視点に立って、わかりやすいようにホームページで周知してまいります。

【城戸教育長の答弁】

(1) ヤングケアラーに対する教員の認識について

ヤングケアラーの早期発見・支援のためには、日頃から児童生徒に接する

教職員が、そのような子どもがいること、そして、支援の必要性についての認識を持って児童生徒の状況を観察することが重要だと考えています。

このため、県教育委員会では、生徒指導担当者や管理職対象の研修会で、ヤングケアラーに関する理解と対応について周知を凶っているところです。

また、市町村立小・中学校に対しては、各学校が実施する不安や悩みに関するアンケートにヤングケアラーに関する設問例を示して、定期的の実態を把握するよう依頼するとともに、スクールソーシャルワーカー等の専門職員との連携を通じて対応するよう促しているところです。

県立高校においても、個人面談週間を各学期に設定したり、学校生活等に関するアンケートを月1回実施したりするなど、生徒の実態を把握し、速やかに対応できるよう取り組んでいます。

県教育委員会としては、今後とも、継続してヤングケアラーに対する教職員の認識が深まるよう、取り組んでまいります。

(2) 「老い」や「死」に関する教育の実施について

近年、核家族化やライフスタイルの変化等により、子供たちが人の老いや死に接する経験が少なくなっていると言われていたことから、人の生老病死を通して生命の尊さを学ぶことは、重要であると考えています。

県教育委員会としては、昨年12月に、生命の誕生や人の死などを扱った教材を全ての小・中学校に配布し、命の教育を推進するよう依頼しました。

また、例年、多くの小・中学校では、高齢者福祉施設での体験活動が実施されてきたところであり、新型コロナウイルス感染症の終息後には再び実施されるよう、促してまいります。